

寝屋川市第2回国民健康保険運営協議会

日 時 2023年2月1日（水）

時 間 14：00～

場 所 保健福祉センター5階

会議室1・2

○事務局 それでは、ただいまから寝屋川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、公私何かとご多忙中にも関わりませず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして市長からご挨拶申し上げます。

○広瀬市長 改めまして、皆さん、こんにちは。市長の広瀬でございます。

本日は、国民健康保険運営協議会を開催させていただきましたところ、公私何かと御多用の中、御参加をいただきまして本当にありがとうございます。

平素より皆様方には、寝屋川市の保健福祉の向上のために御尽力をいただいております。大変ありがとうございます。

さて、国民健康保険につきましては、令和6年度の府内統一に向けて今、段階的に準備を進めているところでございます。

先般、大阪府から令和5年度の府内統一保険料が示されたことを踏まえ、本市における令和5年度の国民健康保険料について、被保険者の皆様の急激な負担増にならないために、市独自の負担軽減案について事務局から説明をさせていただきたいと思います。

国民健康保険に関する重要事項を御審議いただく当協議会の委員の皆様方には、大変、御苦労をお掛けすることになりますが、より一層の御理解・御協力を賜りますよ

うお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局 それでは、会議に入る前に、前委員の任期の満了に伴い、今般、委員となられました皆様に委嘱状をお一人ずつお渡しするところではございますが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から机上配布をもって委嘱とさせていただきます。

ご了承お願い申し上げます。

それでは、今回から新たな委員の皆様でございますので、ご出席委員のご紹介及び事務局の紹介をさせていただきます。

まず、被保険者代表委員からご紹介させていただきます。

市政協力委員選出の郡委員でございます。

○郡委員 郡でございます。どうぞよろしくお願いします。

○事務局 市政協力委員選出の荻野委員でございます。

○荻野委員 荻野でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 民生委員児童委員選出の乾委員でございます。

○乾委員 乾でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 市民公募選出の井上委員でございます。

○井上委員 井上でございます。よろしくお願いします。

○事務局 次に、保険医又は保険薬剤師代表委員でございます。

医師会選出の樹田委員でございます。

○樹田委員 樹田でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 歯科医師会選出の中川委員でございます。

○中川委員 中川でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 次に、寝屋川市議会議員選出の公益代表委員でございます。

西尾委員でございます。

○西尾委員 西尾でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 辻谷委員でございます。

○辻谷委員 辻谷でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 奥委員でございます。

○奥委員 奥でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 太田委員でございます。

○太田委員 太田でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 次に、被用者保険等代表委員でございます。

健康保険組合連合会大阪連合会の森脇委員でございます。

○森脇委員 森脇でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 なお、本日、医師会選出の磯和委員、保険薬剤師代表委員選出の寒川委員、そして全国健康保険協会大阪支部の神谷委員につきましては、欠席のご連絡をいたしておりますので、ご報告いたします。

以上で、各委員のご紹介を終わらせていただきます。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

市民サービス部長の中井でございます。

○中井部長 中井でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 健康部長の藏守でございます。

○藏守部長 藏守でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 市民サービス部次長の法元でございます。

○法元次長 法元でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 ただいま、議事進行を務めさせていただいております、私、市民サービス部、国民健康保険担当の行武でございます。よろしくお願ひいたします。

以上で、事務局の紹介を終わらせていただきます。

現在、委員定数14名中11名のご出席をいただいておりますので、寝屋川市国民健康保険運営協議会規則第6条第1項の規定に基づき会議は成立いたします。

それでは、ただいまから会議に入るわけでございますが、現在、会長及び会長の職務代行が不在となっておりますので、寝屋川市国民健康保険運営協議会規則第6条第2項ただし書の規定によりまして、市長に議長を務めていただき、進行をお願いいたしたいと存じます。

それでは、市長、よろしくお願ひいたします。

○広瀬市長 それでは、規定によりまして、会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきます。

本日の案件は、「会長及び会長の職務代行の選出」と「令和5年度国民健康保険料について」の2件でございます。

はじめに、国民健康保険運営協議会規則第7条第2項に基づく署名委員でございますが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○広瀬市長 それでは、私の方から、郡委員と中川委員にお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、案件1、会長及び会長の職務代行の選出を行います。なお、会長及び会長の職務代行は、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、公益代表委員の中から選出することとされております。

選出方法でございますが、公益代表委員の中から推薦し、その上で皆様のご承認をいただくということにしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○広瀬市長 ご異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。どなたかご推薦をいただけますでしょうか。

奥委員。

○奥委員 会長に西尾委員、会長の職務代行に辻谷委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

○広瀬市長 ありがとうございます。ただいま会長に西尾委員、会長の職務代行に辻谷委員とのご推薦をいただきました。ただいまのご推薦のとおり、決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○広瀬市長 ご異議がないようでございますので、会長に西尾委員、会長の職務代行に辻谷委員と決定させていただきます。

ここで、議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局 それでは、市長は市長席へ、西尾委員、辻谷委員は会長席及び会長の職務代行席へそれぞれ移動をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

○西尾会長 ただいま、皆様方のご同意をいただき、国民健康保険運営協議会の会長に就任させていただきました西尾勝成でございます。

○辻谷委員 会長の職務代行の辻谷恵一でございます。

○西尾会長 国民健康保険は、令和6年度の府内統一保険料に向け、これまで寝屋川市では、激変緩和措置として国民健康保険財政運営安定化基金を活用し、被保険者の負担軽減を図ってまいりました。

そして、本日、令和5年度の国民健康保険料について、令和6年度の府内統一保険料を見据え、本市の保険料をどのようにするかの説明を受けることとなります。

このような現況の中で、国民健康保険運営協議会の役割は非常に重要なものであると認識しており、被保険者が将来にわたり安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険事業のより安定的な運営に尽力してまいりたいと思っております。

委員各位、皆様方のご協力をいただきますよう、お願い申し上げまして私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。なお、広瀬市長につきましては、ほかの公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承願います。

(市長退席)

○西尾会長 それでは、案件2、令和5年度寝屋川市国民健康保険料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明の前に資料の御確認をお願いします。

先日、A4、3枚の「令和5年度寝屋川市国民健康保険料について」という資料を郵送させていただきましたが、ご持参いただいておりますでしょうか。資料のない方はございませんでしょうか。

それでは、令和5年度寝屋川市国民健康保険料についてご説明いたします。

まず、「1 府統一保険料」につきまして、令和5年1月6日付で大阪府からそれぞれ記載のとおり所得割率、均等割額、平等割額の提示があり、所得210万円、4人世帯のいわゆるモデルケース保険料を計算すると、表一番右の記載金額45万4,900円となりました。

以下、モデルケースでご説明させていただきます。

次に、「2 令和6年度府統一保険料推計」につきましては、平成30年度から令和5年度までの実績をもとに、単年及び平均増加額など15パターンで算出し、推計を行いました。

試算①から⑯の令和6年度の推計保険料平均は、46万7,593円であり、試算⑭で推計した46万7,400円が近似値となることから、試算⑭が妥当であると考えました。

以降は、試算⑭の推計値を用いて本市の保険料等の試算を行いました。

2ページをご覧ください。

次に、「3 試算⑭における本市保険料の見込」につきまして、ご説明いたします。一番上の表をご覧ください。

令和6年度の保険料を46万7,400円とすると、令和4年度の保険料40万8,900円からの増加額は5万8,500円となり、被保険者の急激な負担増とならないよう均等負担していただくとすると、2万9,250円を令和5年度及び令和6年度に増額することにな

ります。

この2万9,250円を基本として、大阪府から提示されている料率等を踏まえて算出いたしますと、令和5年度が43万8,200円、令和6年度が46万7,400円となります。

しかしながら、コロナ禍における継続的な経済的影響及び物価高騰を踏まえるなか、令和5年度の保険料につきましては、国民健康保険財政運営安定化基金を最大限に活用し、被保険者に対する更なる負担軽減をする必要があると考えました。

令和5年度保険料は、その基金を最大限活用することにより、上段の表の43万8,200円から更に抑制を図り、大阪府統一保険料から比べますと、3万4,000円の引き下げとなる42万900円とさせていただきたいと考えております。

次に、中段の表につきましては、この最大限に基金を活用しました保険料の医療分、後期分、介護分の所得割等の割合、金額の各年度の表でございます。

次に、「4 財政収支等の推計」につきましては、各年度の本市保険料の見込みと下段表に記載しております被保険者数等を踏まえ推計したもので、令和3年度は実績値、令和4年度は決算見込み値、令和5年度及び令和6年度は、推計結果に基づき、各年度の収支を算出しております。令和4年度につきましては、約2億5,400万円、令和5年度は約2億2,000万円、令和6年度は約1億7,000万円の収支黒字を見込んでおります。

また、被保険者数等につきましても、令和3年度までは実績値、令和4年度は決算見込み値、令和5年度及び6年度は実績の通減率から推計をして算出しています。

3ページをご覧ください。

次に、基金残高につきましては、令和4年度末の基金残高、約7億1,700万円で、大阪府への交付金の償還等の財源として1億6,600万円の確保が必要であり、令和5年度の保険料緩和に最大5億5,000万円を活用できると見込んでおり、その全額を被保険者の負担軽減として利用し、府内統一保険料45万4,900円から3万4,000円を引き下げ、42万900円としたいと考えております。

最後に、「5 保険料算定に係る変更点」につきましては、令和6年度から府内統一保険料となることを見据え、保険料率の計算に係る「応益割と応能割」「均等割と平等割」の比率を変更してまいります。

(1) につきましては、令和6年度の統一基準に向け、それぞれの比率を段階的に変更するもので、応益割と応能割は統一基準の1対0.8へ毎年0.05ポイントずつ近づけることとしていることから、令和5年度は1対0.85に、均等割と平等割は、統一基準の60対40へ毎年2.5ポイントずつ近づけるとしていることから、令和5年度は62.5対37.5へ変更させていただきます。

(2) の賦課限度額につきましては、令和2年度から4年間で1万円ずつ加算することで府統一基準に合わせていくことから、令和5年度は4万円引き上げ、102万円とさせていただきます。

本協議会のご承認を受け、これら令和5年度の国民健康保険料に係るものを、3月市議会定例会において、条例改正及び令和5年度当初予算等を提案させていただいたいと考えております。

以上で、令和5年度寝屋川市国民健康保険料についての説明とさせていただきます。

○西尾会長 ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問はございますでしょうか。

太田委員。

○太田委員 今回、数字を示していただきましたが、基本的にこれ以上の財源はないという理解でいいのかというのを、まず確認をさせていただきたいのと、この間、統一保険料に向けて、激変緩和をしていく。そんななかで、国や府からも激変緩和に向けてのお金も、90%、75%という感じで、少しずつ下がってきてた分について、分かれば、どれぐらいの金額になっているのか。市町村ではなくて、大阪府で活用しているのは分かっているのですけど、その金額も分かれば、教えていただきたい。

○西尾会長 事務局、お願ひいたします。

○事務局 まず、1つ目のご質問といたしまして、今回、基金を5億5,000万円活用させていただきまして、本市の保険料を42万900円、府統一から比べますと3万4,000円の引き下げということをさせていただきたいと考えているところです。この5億5,000万円につきましては、現在、本市が国民健康保険財政運営安定化基金につきまして、一定の償還金財源等を留保した上で、最大限の基金の活用という額が、5億5,000万円といったところでございます。

2つ目のご質問といたしまして、この広域化という制度改正があり、令和5年度までの激変緩和措置期間に、国財源又は府財源の府としての激変緩和につきまして、段階的に縮小というところはあるのですが、こちらにつきましては、今現在は、全て府の会計に入っている状況ですので、明確な金額等については、府からは提示がないものの、大阪府に問い合わせましたところ、令和5年度につきましては、約5億円程度は、その財源としては含まれているというところは確認しているところでございます。

○西尾会長 太田委員。

○太田委員 激変緩和というのは、もともと大阪府と統一に合わせた自治体にとって必要がないものだけれども、大阪府の統一保険料率にじわじわと合わせていこうとしている自治体に対して出しているお金じゃないかなと思うのですが、大阪府の会計に含めてしまったときに、寝屋川市として、少し損をしていたのかなと思うのですけれども、制度上、それでいいのですか、寝屋川市として。

○西尾会長 事務局。

○事務局 委員おっしゃられるとおり、平成30年度に始まったときは、統一保険料よりも引き上がる自治体に対して、府の激変緩和の財源を配分していた状況でございます。しかしながら、令和3年度からの大阪府国民健康保険運営方針の改訂時に、統一の保険料が、全体的に引き上がっているということで、個別市町村ではなく、府全体の統一保険料率の引き下げの財源として、全てを充てようという形で改正をされました。その運営方針の改正の内容に基づきまして、今現在、国民健康保険の運営をさせ

ていただいているところでございます。

○西尾会長 太田委員。

○太田委員 あと寝屋川市は、かつて一般会計から、国民保険料引き下げのための繰り入れがありましたが、今おっしゃられたように、大阪府の定める標準保険料率、毎年大きく上がっているなかで、大阪府としての独自の繰り入れについては、行われていないという認識ですけれども、その認識で正しいのか。そして、大阪府に各自治体から、最低限引き下げのための努力をしてほしいというお願いがされているかと思いますが、そのあたりについて少し説明をいただきたい。

○西尾会長 事務局。

○事務局 委員おっしゃられるとおり、大阪府の一般会計の繰り入れにつきましては、法定で給付費等の9%と定められていますが、そちらにつきましては、法令どおり繰り入れていただいており、統一保険料などを計算しているというところは、大阪府から説明を受けております。

もう一点のご質問ですが、各市町村からの意見といたしまして、本市も含め、大阪府には、令和5年度保険料、もしくは令和6年度の統一保険料も見据えるなかで、大阪府の統一保険料を、ありとあらゆる手段をもって、何としても引き下げていただきたいと、意見は今般もしてきたところでございます。また、約1年後の令和5年12月に新たな令和6年度からの国民健康保険運営方針が、大阪府において策定されるところではございますが、その改正内容等示され次第、内容を精査させていただいた上で、必要に応じて、本市といたしましても意見具申はさせていただきたいと考えているところでございます。

○西尾会長 太田委員。

○太田委員 新たな大阪府の国民健康保険運営方針にまた改訂されていくとは思うのですけれども、その時点で、応益割、応能割の1対0.8だとか、均等割、平等割の割合が70対30から60対40になるのだけれど、その辺について、もうこのままいくという

ことなのか、いろいろな市町村から、前のほうがよかったとか、そういうような意見は出ているのですか。

○西尾会長 事務局お願いします。

○事務局 保険料の算定に係る割合でございますが、今委員がおっしゃられる1対0.8又は60対40という割合につきましては、平成29年度に策定されました運営方針で、そのまま今現在運用されているところでございます。その割合等につきましても、保険料の算定に係る部分ではございますので、何らかの形で府の方で検討されているものという認識はございますが、この部分がそのまま継続となるか改定されるかにつきましては、今後、大阪府の方で議論されていくと思いますので、その内容を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○西尾会長 太田委員。

○太田委員 寝屋川市の国民健康保険に加入している世帯の人数等を考えたときに、いわゆる70対30から60対40に変わったときに、負担がどうなるのかと考えたときに、重たくなっているというのが現実だと思うのです。寝屋川市の国民健康保険の運用をしていくにあたって、この改定がよかったのかどうだったのか判断をしていくときに、ぜひ寝屋川市としては、意見を挙げていただきたい。市民負担が増えたことについて、そのままよかったということにはならないかと思いますので、ぜひ、様々な機会を設けてお願いをしたい。

あと、最後に、大阪府が定めている標準保険料率、全国の都道府県が定めている標準保険料率と比べたときに、残念ながら一番高いのではないかと思うのですが、実際のところ、どうなっていますか。

○西尾会長 事務局お願いします。

○事務局 府内統一の保険料率につきましては、委員おっしゃられるとおり、全国的に見ても高いというような数字が出ています。ただし、今回、令和5年度が示されたのですが、その数字がどのようにになっているのか。医療費等につきまして、一定コロ

ナから少しずつ回復傾向にあるというなかで、各都道府県がどのような給付状況にあるのかというところもございますが、大阪府の推計は、今回45万4,900円だったというところでございます。全国都道府県よりも大阪府が今まで高いという状況ではございますが、それをいかに引き下げていくのか、少しでも引き下げていただけるような形での要望は、引き続き、してまいりたいと考えているところでございます。

○西尾会長 太田委員。

○太田委員 寝屋川市はかつて2008年に、寝屋川市の国民健康保険料が日本一高くなつて、この運営協議会の場で、「どないやつたら下げるんだろう」とみんなで議論をしていくなかで、ようやく下げていくことができた。ところが今回、統一保険料になつてしまふと、この運営協議会での議論というのが直接保険料に結びつくことがなくなつてしまふ。そんななかで、残念ながら今のままでいくと、大阪府の標準保険料が全国で一番高い状況になると、また寝屋川市民の保険料が全国で一番高い保険料になる。統一になると、寝屋川市独自で保険料抑制のための最大限の努力は、非常に難しくなるけれども、様々なことを検討していただきたい。そして大阪府に対しても、せめて標準保険料率は全国平均ぐらいまでは、最低限落とすぐらいの努力をしていただかないと、私たち「日本一高くなりました」「ああそうですか」というわけには、いかなくなると思います。声が届かなくなるにつけても、そこはぜひ、寝屋川市としての努力をお願いしておきます。

○西尾会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

森脇委員。

○森脇委員 資料の2ページの3の項目の2番目。本市の保険料の対前年度増額ということで、令和5年度が1万2,000円、令和6年度が4万6,500円となっています。令和5年度は、先程の基金の取り崩しによって抑えているということだと思いますが、令和6年度は、今のままでいくと4万6,500円も増えるというふうに見えてします。この辺は、額面どおりそうとったらしいのか、何か別の施策をやろうとしている

のか、そのあたりがもしあれば教えていただきたいと思います。

住民の方からとると、今まで一生懸命下してくれていたのだけど、統一保険料になる年には、何か急にツケがたまつた、一挙に膨らんだように見えててしまうので、それはどうかという気もするので、それであれば、均等に増やす方がまだましなのかな、と思えてしまったのですけど、その辺はいかがでしょうか。

○西尾会長 事務局お願ひいたします。

○事務局 森脇委員のご指摘の資料2枚目の上段の表ではございますが、本市がこれまでの統一保険料の実績から推計をさせていただきまして、今回、令和6年度は、46万7,400円になるという推計をさせていただいて、そこで令和4年度の実績である40万8,900円からどう引き上げていくかというところを、今回お示しさせていただいたところでございます。

この令和6年度の保険料につきましては、約1年後に、大阪府が、その時点での医療費であったり、府内の被保険者数等に応じて、算定をされるというところでございますので、この数字が令和6年度の保険料で確定というわけではございません。

そういうなかで本市としても、46万7,400円となると、かなり引き上がるというところではございますので、先程もご説明をさせていただきましたが、大阪府に対して、何らかの財源であったり、国の交付金であったり、そういう財源を確保するなかで、少しでも統一保険料の引き下げ方法を検討するように、今まで言ってきましたが、これからも大阪府に対して要望し、何とか引き下げをお願いしていきたいと考えているところでございます。

○西尾会長 森脇委員。

○森脇委員 はい、分かりました。とは言いながらも、要望することがそのまま叶うかどうかというのは分からぬことだと思いますので、ある意味で、今までどおりの上がり方よりも増えるということを想定しながら、市民の方には丁寧な説明をするとか、そういうことをきちんとやっていく必要があるのではないかなどと思いますので、

これは意見としてお願いさせていただきます。

○西尾会長 ほかにございませんでしょうか。

なければ、案件としては、これで終了させていただきます。

この際ですので、委員から何かございませんでしょうか。

太田委員。

○太田委員 統一国民健康保険料になったときの、寝屋川市国民健康保険運営協議会の位置づけというのは、何か変わるのでですか。

○西尾会長 事務局お願ひいたします。

○事務局 令和 6 年度以降の寝屋川市国民健康保険運営協議会の位置づけにつきましては、現在のところ特段、何が変わるというものでもなく、法令改正等の動きも、国、府等に問い合わせましたところ、ないといったところでございます。

引き続き、寝屋川市国民健康保険運営協議会につきましては、国民健康保険における重要な事項について、ご審議をお願いさせていただきたいというところではございますが、令和 6 年度以降につきましては、令和 5 年 12 月に策定予定の大坂府の新たな運営方針、その内容を精査した上で、この国民健康保険運営協議会について、どういった内容をご審議いただくかというところは検討したいと考えております。

○西尾会長 ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局から何かございますでしょうか。

事務局お願ひいたします。

○事務局 令和 5 年度の国民健康保険料の内容につきましてご理解賜りありがとうございます。

令和 4 年度の国民健康保険運営協議会につきましては、今回で終了とさせていただきますが、令和 5 年度の国民健康保険料に係るものを、本日ご審議いただきました内容に基づき、令和 5 年 3 月市議会定例会に、条例改正、当初予算計上を提案させていただきます。

今後も、本市国民健康保険運営協議会へのご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○西尾会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで終わらせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

閉会に当たり、中井部長から挨拶を受けることといたします。

中井部長。

○中井部長 本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございました。また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日、ご承認いただきました内容に基づきまして、令和5年度国民健康保険料について、3月市議会定例会に、条例改正及び当初予算を提案させていただきます。

また、先程、委員からもご意見がありましたように、令和5年度の内容及び令和6年度から府内統一になることを、市民の皆様にご理解いただけるよう、判りやすく丁寧な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き、ご指導を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、閉会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○西尾会長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第2回寝屋川市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。